

# 八王子市ものづくり企業立地継続補助金交付審査会設置要綱

平成 27 年 4 月 1 日施行

## (設置)

第 1 条 八王子市ものづくり企業立地継続補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 7 条に基づき、補助金交付申請等の審査をするため、八王子市ものづくり企業立地継続補助金交付審査会（以下「審査会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第 2 条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 要綱第 6 条に定める補助金の交付申請に関すること。
- (2) 要綱第 10 条に定める補助事業の内容の変更申請の承認に関すること（重要なものに限る）。
- (3) 要綱第 15 条に定める補助金の交付決定の取り消しに関すること（申請者から取り消しの申し出があった場合は除く）。
- (4) その他、要綱の運用についての重要な事項に関すること。

## (組織)

第 3 条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、産業振興部長、副会長は、企業支援課長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

都市計画部土地利用計画課長

環境部環境保全課長

4 会長は、必要があると認めるときは、前項に規定する委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

## (会議)

第 4 条 審査会の会議は、必要の都度会長が招集し、会長が議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (庶務)

第 5 条 審査会の庶務は、産業振興部企業支援課において処理する。

## (委任)

第 6 条 この要綱で定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。